

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について

令和5年4月1日より、健康保険法の診療報酬算定に基づき、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定します。

初診

1. 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 6点
2. 1であって、オンライン資格確認等により情報取得等した場合 2点

再診

1. 施設基準を満たす医療機関で再診を行った場合 2点 (1月に1回)
2. 1であって、オンライン資格確認等により情報取得等した場合 加算なし

初診時のお申し込みには、正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証（マイナンバーカード）によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。